

改 正 案	現 行
<p>第1</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>衛星系による受託国内放送の普及</u> 衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。 ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>地上系による受託国内放送（移動受信地上放送）の普及</u> <u>地上系による受託国内放送（移動受信地上放送）のうち、一般放送事業者が行うマルチメディア放送（207.5MHz から222MHz までの周波数を使用して行うものに限る。）については、全国各主要地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。</u></p> <p>(4) 受託内外放送の普及</p> <p>(5) 国際放送の普及</p> <p>(6) <u>その他放送の多様化、高度化等のための施策</u> ア～エ (略)</p>	<p>第1</p> <p>1 放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>受託国内放送の普及</u> 衛星系による受託国内放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上系による放送及び有線放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。 ア・イ (略)</p> <p>(3) 受託内外放送の普及</p> <p>(4) 国際放送の普及</p> <p>(5) <u>その他放送の多様化、高度化等のための施策</u> ア～エ (略)</p>
<p>第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第2 放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（受託国内放送に係る放送対象地域にあつては、放送系により放送することのできる放送番組の数）の目標</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 受託国内放送に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

(3) 移動受信用地上放送（デジタル放送）

<u>放送の区分</u>		<u>放送対象地域</u>	<u>放送系により放送することのできる放送番組の数の目標</u>
<u>一般放送事業者が委託により行わせる放送</u>	<u>マルチメディア放送</u>	<u>全国</u>	<u>当該放送に係る技術等を考慮して定める数</u>

4 国際放送等に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

- (1) 国際放送
- (2) 中継国際放送

4 国際放送等に関する放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標

- (1) 国際放送
- (2) 中継国際放送